



## 参考

### [根拠法令]

《公衆浴場法》

第4条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

### [基準法令]

《公衆浴場法施行規則》

第5条 次に掲げる場合は、法第4条 ただし書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条に規定する患者（以下「患者」という。）を入浴させることができる。

- (1) 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第4条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合
- (2) 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。